

# NY株式が大幅下落

— 株式市場の強気な景気見通しが債券市場の悲観的な見通しに収束か —

## 当レポートの主な内容

- ・ 昨日のNY市場ではNYダウ、S&P500、ナスダック総合が揃って3%前後の大幅下落を記録しました。
- ・ 米長短金利の逆転、ドイツ・中国で発表された弱めの景気指標、トランプ大統領の対中強硬姿勢が再確認されたことなどが背景にあったと思われます。今後は「通商政策によるマイナスを金融・財政政策のプラスでどれだけ打ち消せるか」を冷静に見極める必要があると考えています。

## 主要3指数が揃って3%前後の下落

昨日のNY市場では、NYダウが800ドルを超える下落幅を記録し、S&P500、ナスダック総合も大幅に下落しました(図表1)。この背景には次のような複数の要因が重なり合ったことがあったと考えています。

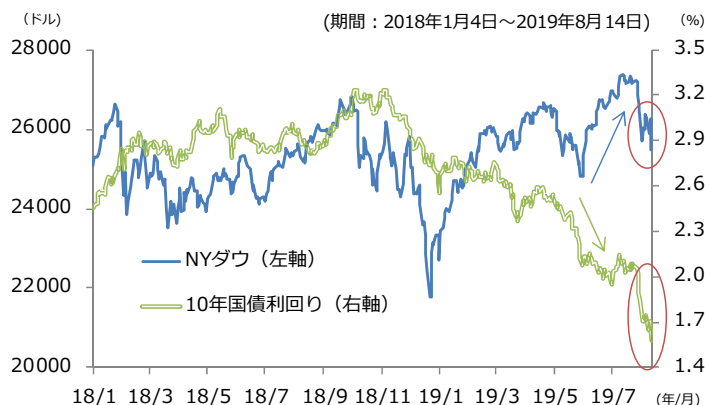
- 一時、2年/10年米国債利回りが逆転し、景気の先行きに対する悲観的な見通しが広がった(図表2)。
- ドイツの4-6月期実質GDPが3四半期ぶりにマイナス成長となり、中国で鉱工業生産など弱めの指標が発表され、世界経済の下押し懸念が高まった。
- トランプ大統領が「これまでの関税引上げが米国経済・物価に与えた悪影響は限定的」とツイートし、同大統領の中国に対する強硬姿勢が再確認された。

## 求められる冷静な対応

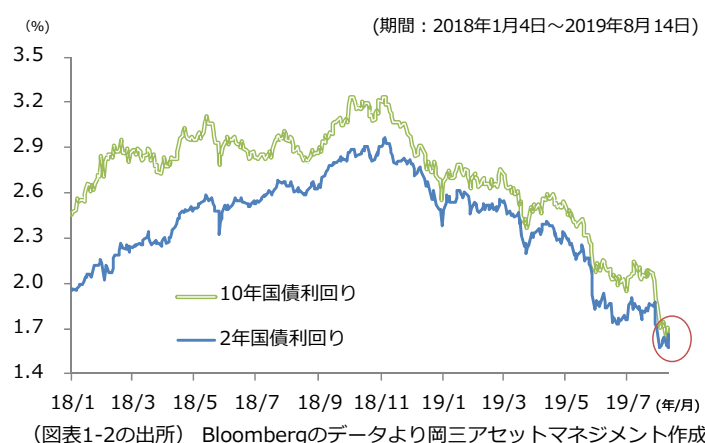
7月中旬までは景気に対して強気な株式市場と景気に弱気な債券市場の動きが大きく乖離していましたが、足元で株式市場の見方が債券市場の弱気な見方に収束してきたと解釈することができそうです(図表1)。

米中通商摩擦については、第4弾の対中関税のうちスマホ、ノートパソコン、玩具など米国のクリスマス商戦を直撃すると思われる品目の関税引上げは12月15日に延期されました。しかし、根本的な解決には程遠い状態が続いています。今後も、景気や株式市場が底堅く推移すれば、トランプ大統領は対中国で強硬姿勢を維持し、その結果、景気が悪化し、株式市場が下落すれば連邦準備制度理事会(FRB)に利下げを促し、対中姿勢を軟化させるという「循環」がしばらく続くと思われる。当面はこれまでの約2500億ドルに加えて9月1日に発動される約1100億ドルの関税が米国経済に与える悪影響を冷静に見極める必要があります。

図表1 NYダウと10年国債利回りの推移



図表2 10年国債利回りと2年国債利回りの推移



直近の国債利回りの低下は行き過ぎとも考えられますが、「強いメッセージを発しているときの債券市場を無視するな」という相場格言もあります。年末にかけては米中通商交渉の先行きとともに米国経済のファンダメンタルズや企業収益を見極めることが最も重要です。通商政策(関税)による景気下押しを金融政策(FRBの利下げ)や財政政策(来年の大統領選を控えて大規模なインフラ投資が打ち出される可能性があります)でどれだけ打ち消せるかが今後の焦点になると考えられます。

以上 (作成: 投資情報部)

## <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## 皆様の投資判断に関する留意事項(2019年7月末現在)

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**: 購入価額×購入口数×上限3.78%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**: 換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担**

: 純資産総額×実質上限年率1.991088%(税抜1.8436%)程度

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

**監査費用**: 純資産総額×上限年率0.01296%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社  
 事 業 内 容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号  
 加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)